

第1章

全体構想

兩面印刷時調整用白紙

1 将来都市像とまちづくりの基本方針

1) 将来都市像（まちづくりのテーマ）

本市がこれまで培ってきた豊かな自然や良好な住環境、充実した教育環境などを活かし、新しいまちづくりを拓き、後世に継承していくための「将来都市像（まちづくりのテーマ）」を以下のように定めます。

※まちづくりのテーマは、委員会で決定した内容を記載します。

（事務局案）

未来・ふれあい・ささえあい ～みんなでつくる ちょうどいいまち 加東～

未 来

将来的な人口減少が予測される中で、本市が培ってきた様々な資源を次の世代につなぎ、持続的なまちづくりを目指します。

ふれあい

多様な人と人、地域と地域がふれあい、交流を深め、新たな価値を生むまちづくりを目指します。

ささえあい

激動する社会経済情勢の中で、すべての市民が心を豊かに、支えあいながら協力しあうまちづくりを目指します。

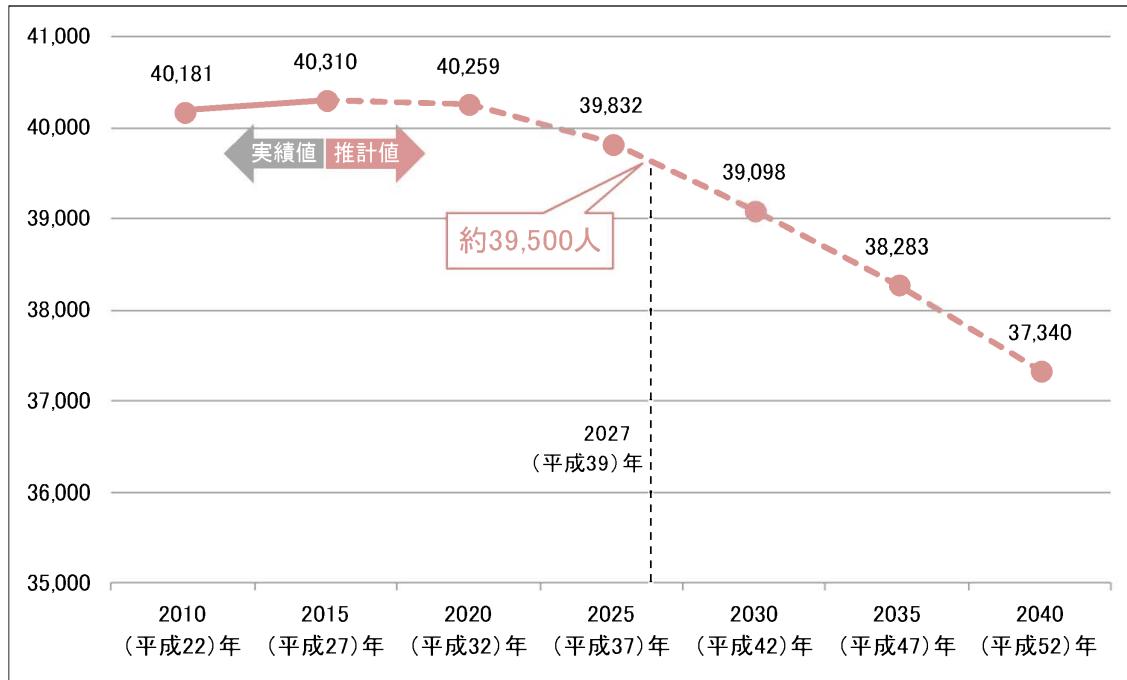
地域が誇る、“良いもの”、“上質なもの”が少しずつあれば、“ちょうどいいまち”を実現することができます。

このような考え方のもと、市民みんなで協力しながら、加東市らしい“ちょうどいいまち”的実現を目指します。

2) 人口の将来展望

第2次加東市総合計画及び加東市人口ビジョンでは、魅力ある快適で住みよいまちを創造することで、人口減少をできる限り緩やかにし、2027（平成39）年に40,000人以上の人口を目指すとしています。

加東市都市計画マスタープランにおいても、目標人口の達成を目指して、都市計画・まちづくりに関する施策を講じていきます。



資料：加東市「第2次加東市総合計画」、「加東市人口ビジョン（改訂）」

3) まちづくりの基本方針

本市が目指す将来都市像を実現していくために、次の5つの基本方針を定めます。

①ひと・しごとが集まる利便性の高いまちづくり

中心市街地であるやしろショッピングパーク Bio周辺においては、新たなストックを創出し、都市機能が集積した利便性の高い拠点の形成を図るとともに、滝野・東条地域においても生活を支える拠点を形成することで、誰もが便利に暮らしやすい住環境の形成を図ります。

また、新たな企業の立地に向けた基盤整備と既存産業の活性化を通じて産業の競争力強化を図るとともに、働く場の拡大を図ることで、北播磨圏域における産業の中核都市を目指します。

写真

②快適で暮らしやすいまちづくり

道路や上下水道など、既存の都市基盤施設の維持管理については、日常の点検や補修に加えて、施設の長寿命化に資する取組を強化します。

道路については、都市計画道路の整備を推進するとともに、本市と神戸方面とを結ぶ高規格道路ネットワークの実現に向けて調査・研究を進めます。

また、中国縦貫自動車道や、国道175号・372号などの交通基盤を活かし、京阪神地域や近隣都市との連携を強化するとともに、市内で暮らすあらゆる人々が自由に移動できるように地域公共交通ネットワークを確保することで、快適で暮らしやすいまちづくりを進めます。

写真

③自然が豊かで潤いのあるまちづくり

県立播磨中央公園や東条湖周辺などの豊かな自然環境や景観を保全しつつ、地域の実情に応じて観光資源としてPRするなど、自然を活用した地域の活性化を目指します。

また、歴史文化的資源の保全と、水と緑を活かした都市景観の形成を図ることで、やすらぎと潤いのあるまちづくりを進めます。

写真

④安全・安心のまちづくり

写真

ハード・ソフトの両面から防災対策や交通・防犯対策に取り組み、災害に強く、犯罪や交通事故のない生活環境を創りあげていくことで、安全・安心で快適に暮らせるまちづくりを進めます。

また、誰もが安心して快適に生活できるように、まちのバリアフリー化を促進するとともに、ユニバーサルデザインの考え方に基づいたまちづくりを促進します。

写真

⑤協働によるまちづくり

市民、事業者、NPO、大学などの多様な主体が、それぞれの役割を担いつつ良好なパートナーシップのもと、地域の課題解決を図れる協働体制を構築します。

2 将来都市構造

加東市都市計画マスターplanにおいては、これまでに築いてきた都市基盤や都市機能を活かし、本市の中心となる拠点の創出やゾーン形成を進めるとともに、それらを市内外と有機的に結ぶネットワークを構築することで、多極ネットワーク型の都市構造の創造を目指します。

まちの拠点

やしろショッピングパーク Bio 周辺は、本市における交通や交流の要衝であり、本市の顔にふさわしい役割が求められています。このため、高水準の都市的サービスを提供する「まちの拠点」に位置付け、交通結節機能などの強化とあわせ、高度で多機能な都市機能の集積を図ります。

写真

ストック創出ゾーン

社地域、滝野地域の市街地や鉄道駅の周辺及びこれらを取り巻く範囲を「ストック創出ゾーン」として位置付け、これまでに築かれた都市基盤を維持するとともに、市街地の創造や工業団地用地の確保、道路ネットワークの形成など新たな基盤の整備、生活サービス機能のさらなる誘導により、一層活力のあるゾーン形成に取り組みます。

写真

既存ストック活用ゾーン

ひょうご東条ニュータウンインターパークや天神西土地区画整理事業、天神東挾鹿谷土地区画事業の区域など、都市基盤が整備された市街地を中心とした地域を「既存ストック活用ゾーン」として位置付け、都市的低・未利用地の有効活用や日常生活に必要な生活サービス機能のさらなる誘導により、市街地の充実を図り、定住人口の増加を促進します。

写真

環境保全ゾーン



写真

各ゾーンを取り巻く、良好な田園環境や里山環境など、多様な自然環境を有する地域を「環境保全ゾーン」として位置付け、農地や森林などの保全を基本としつつ、地域の実情に応じたメリハリのある計画的な土地利用を誘導することにより、地域活力の維持に取り組みます。

ネットワークの構築

高速道路及び一般国道を「広域連携軸」、主要地方道を「都市間連携軸」、一般県道を「地域間連携軸」と位置付けます。

国や県などの関係機関と連携しながら、道路ネットワークの充実などに取り組み、これら連携軸の機能強化を図ります。

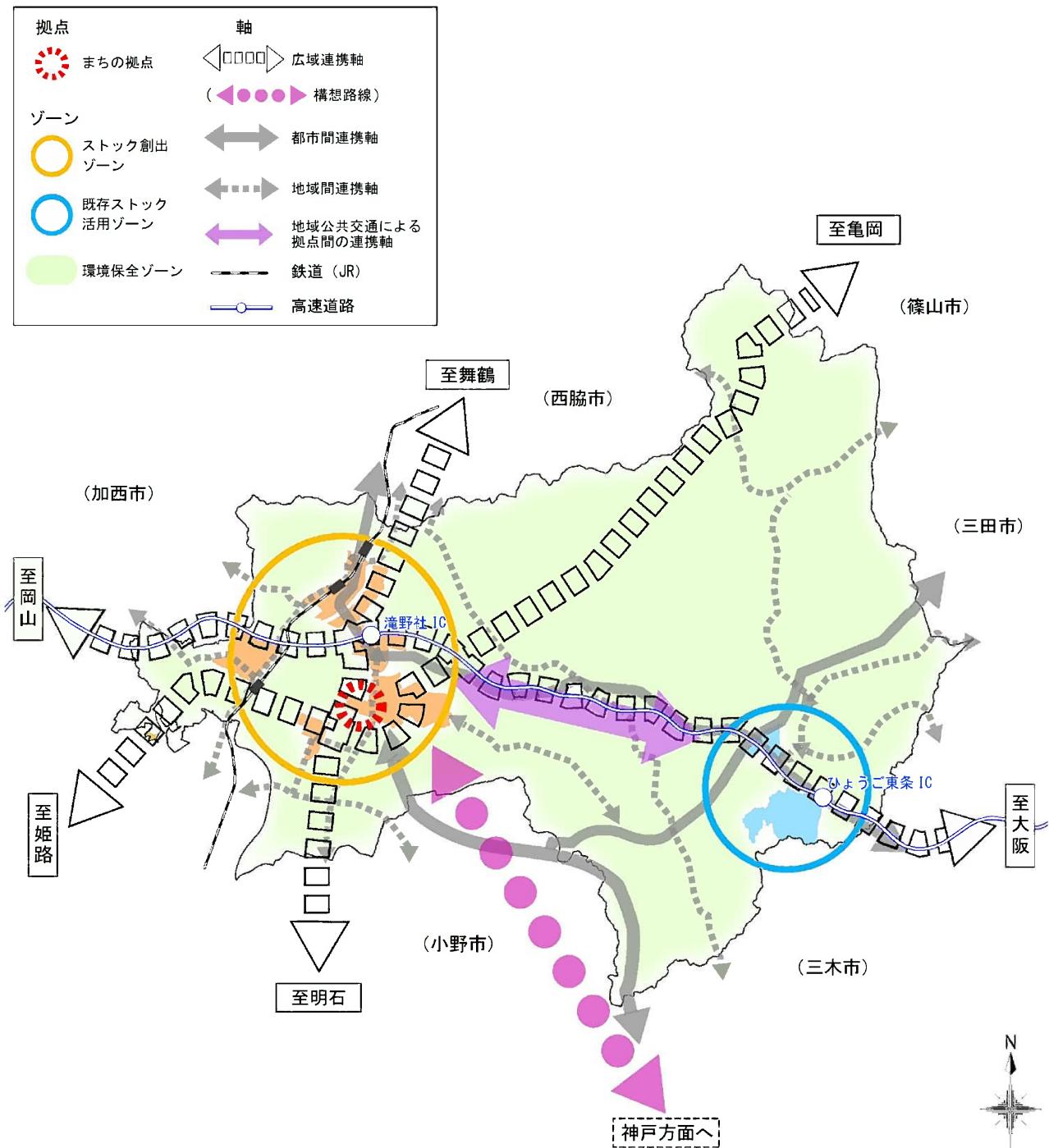


写真

また、地域の連携強化に向けて、道路・地域公共交通・情報によるネットワークの強化を図ります。



写真



3 分野別の方針

1) 土地利用の方針

- 本市が目指す将来都市構造を実現するため、用途地域や土地利用現況、将来的な土地利用の意向などを踏まえ、土地利用の方針を定めます。また、地域特性に応じた土地利用を実現できるよう、市街地の状況や都市機能の整備状況などを踏まえて、用途地域の見直しや市街化区域への編入、地区計画の導入などを検討します。
- 加東市都市計画マスターplan及び関連計画などに位置付けがあり、良好な市街地形成のために不可欠である場合を除き、市街地の拡大を抑制することを基本とします。
- 都市的土地区画整理事業、農業的土地区画整理事業、自然的土地区画整理事業が調和した都市環境の形成を目指します。
- 県条例の活用などにより、地域に応じた柔軟な土地利用を検討するとともに、定住・移住施策との連携を強化し、誰もが安心して暮らせる快適な住環境の創出を目指します。

(1) 都市的土地区画整理事業

① 都市機能集積エリア

- 中心市街地におけるやしろショッピングパーク Bio 周辺を、高水準の都市的サービスを提供する「まちの拠点」としてのエリア形成に向けて、用途地域の見直しや市街化区域への編入など効果的な土地利用を推進することにより、高度で多機能な都市機能の集積を図るとともに、市民生活の利便性の向上及び交流人口の拡大に向けて、新たな交通の結節点及び交流の拠点を創出します。

② 駅周辺活性化エリア

- JR 滝野駅及び JR 社町駅周辺は、商業系や業務系などの土地利用を誘導し、駅周辺の活性化や駅利用者の利便性向上を図ります。

③ 住居地

- 市街地における既存ストックを活かした住宅・宅地供給や都市的低・未利用地の有効利用を推進することにより、利便性の高い住環境の形成を図ります。
- 戸建て住宅が中心の住宅地では、用途規制に基づき、良好な住環境の維持・保全を図ります。

④ 住工共生地

- 住工が混在するエリアでは、住宅地の住環境の保全と調和を図りながら、主として工業系や商業系などの複合的な産業集積を図ります。

⑤ 工業地

- 工業などの集積・振興を図るとともに、周辺環境に配慮した土地利用を誘導します。

また、住宅地と隣接するエリアにおいては、地区計画などにより適切な土地利用を誘導し、住宅地における住環境との調和を図ります。

(2)農業的土地利用

⑥田園共生地

<市街化調整区域>

- ・農地の保全を基本としつつ、多様化する集落の課題への対応や空家などを地域資源として観光振興などに活かすため、特別指定区域制度などを活用し、集落の活力維持や活性化を図ります。
- ・事業所や店舗などが点在する幹線道路沿道の低・未利用地を解消するため、特別指定区域制度などを活用し、交通利便性を活かした土地利用を図ります。

<非線引き都市計画区域及び都市計画区域外>

- ・緑豊かな地域環境の形成に関する条例などに基づき、無秩序な開発を抑制するとともに、農業生産環境と調和した住環境の保全を図ります。
- ・空家や空地などの有効な利活用を促進するとともに、定住・移住施策と連携しながら、集落の活力維持に努めます。

(3)自然的土地利用

⑦自然環境保全地

- ・市街地の背後の山林は、水源のかん養機能の維持及び土砂流出の抑制などの防災機能の維持のため、関係法令に基づき、自然環境の適切な保全を図ります。

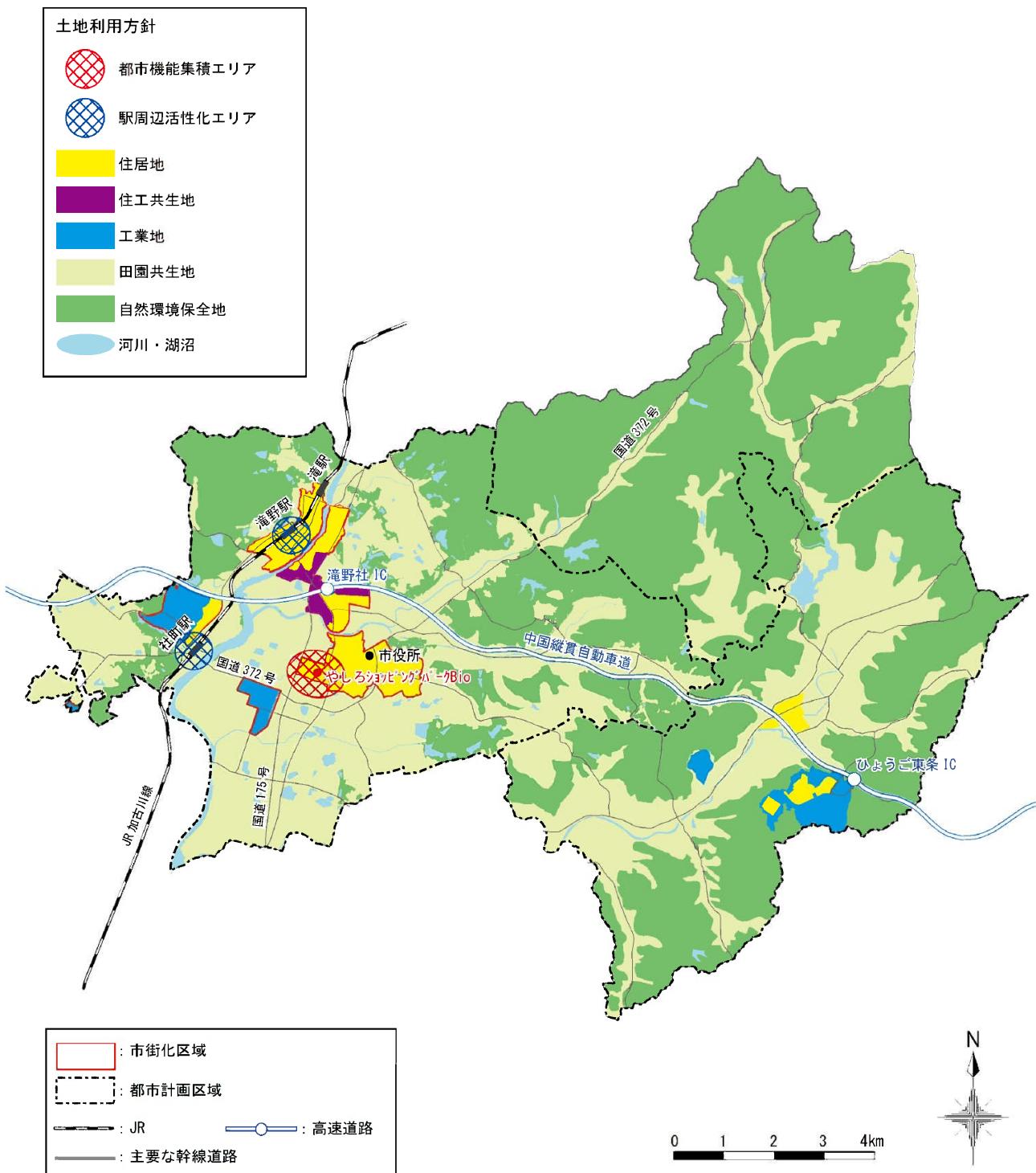
(4)土地利用規制の見直しについて

- ・加古川河川改修事業により市街地エリアが減少する下滝野地区及び上滝野地区の区域区分の見直しを行います。
- ・滝野地域の小中一貫校整備に伴う区域区分の見直しを検討します。

●地域活性化に向けた新たなストックの創出

ストック創出ゾーンにおいては、今日までに築かれた都市基盤を維持するとともに、積極的な都市基盤整備や地区計画制度などの活用により、これまで以上に産業、居住などの機能が充実した新たなストックを創出し、さらなる地域の活性化に取り組みます。

- ・安定的に雇用を創出し、地域産業の活性化と定住・移住促進を図るため、社地域において、新たな工業団地の整備を推進します。
- ・加古川河川改修事業により減少する市街地に代わる新たな市街地の確保について検討を進めます。
- ・国道沿道は、周辺の農業生産環境などに配慮しつつ、立地ポテンシャルを活かした都市的土地区画整理事業の誘導を図ります。



■土地利用方針図

2) 都市施設の方針

2) - 1 交通施設

- ・市内外をつなぐ各連携軸の機能強化に向けて、道路整備を促進するとともに、広域交通に優れたまちとしての強みをさらに発揮するため、本市と神戸方面を結ぶ高規格道路ネットワークの整備に向けて調査・研究を行い、早期整備を促進します。
- ・持続可能な地域公共交通ネットワークの形成に向けて、市民、交通事業者、行政がそれぞれの役割を担い補完しあいながら、取組を推進します。
- ・土地利用と連携した道路整備と地域公共交通の充実により、多極ネットワーク型の都市構造の実現を目指します。

(1)道路

①広域連携軸（高速道路及び一般国道）

- ・中国縦貫自動車道や国道 175 号、国道 372 号は、本市と周辺他市町、さらには京阪神地方や中国地方を結ぶ広域連携軸であることから、これらを基軸とした広域的なネットワークの形成を図ります。また、歩道未整備区間の早期整備を促進します。
- ・本市と神戸方面を結ぶ高規格道路ネットワークの整備に向けて、先進地の事例を参考に調査・研究を行い、早期整備を促進します。

②都市間連携軸（主要地方道）

- ・本市と近隣市町を結ぶ都市間連携軸である主要地方道の早期整備と交通安全施設の整備や交差点の改良など安全な歩行者空間の整備を促進します。

③地域間連携軸（一般県道）

- ・市内の各エリアを結ぶ地域間連携軸である一般県道の早期改良を促進します。
- ・社地域と東条地域を結ぶ道路については、必要に応じて歩道整備などを促進します。

④生活道路（市道）

- ・地域住民の日常生活を支える生活道路（市道）については、必要性の高い道路から道路改良や歩行者空間の確保に努めます。

⑤都市計画道路

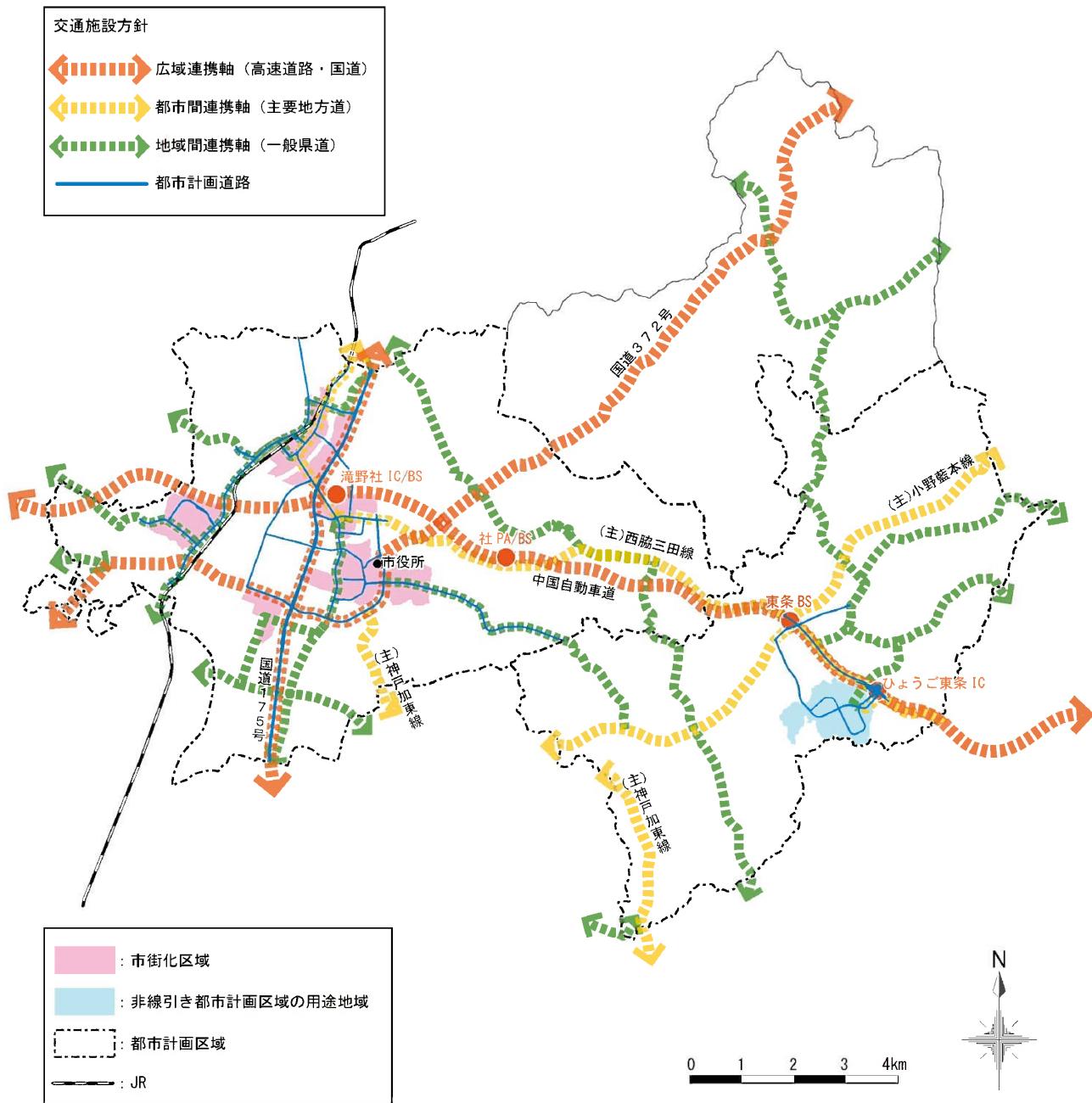
- ・都市計画道路については、その必要性・実現性を見極めて見直しを行います。必要性が高い道路については、関係機関と連携しながら整備を進めます。

(2)公共交通

- ・地域公共交通網形成計画に基づき、高速バスや鉄道と路線バスの連絡性を高めるなど、地域公共交通の連携強化を図るとともに、新たな交通結節点となるバスターミナルを

やしろショッピングパーク Bio 周辺に整備します。

- ・市民の移動手段を確保するため、引き続き、国や県の協力を得ながら、周辺市町と連携した路線バスの確保に努めます。
- ・地域の主体的な取組による市町村運営有償運送（自主運行バス）の維持・拡大と新たな地域への導入に向けて、地域住民とともに協議、連携しながら取り組みます。



■交通施設方針図

2) - 2 公園・緑地

- 本市には、総合公園や広域公園など、市民が憩える多様な公園が整備されており、身近な緑に触れることができる場として、また、防災機能や都市環境形成機能を持つ場として、既存公園の維持管理に努めます。

- 都市公園は、市民の身近なレクリエーションの場として整備しており、今後は遊具など既存施設の適切な維持管理に努めます。
- 社中央公園ステラパークなど、地域の中核となる都市公園に設置している耐震型貯水槽を、災害発生時には有効に活用します。
- 起勢の里及び滝野総合公園は、整備に向けた調査・研究を行います。
- 県立播磨中央公園は、自然豊かな広域公園であり、野外ステージや運動施設など様々な施設が整っています。今後、県と連携しながら、施設の利用促進に努めます。
- 県立やしろの森公園は、豊かな里山林と水辺環境を有しております、引き続き、自然環境の保全を促進します。

2) - 3 上下水道

- 水道事業の健全な経営と水道施設の適切な維持・管理を推進します。
- 本市の水洗化率は、94%を超えており、今後は、既存の下水道施設を維持・活用しながら、集合処理と個別処理を適切に組み合わせて、汚水処理を推進します。

(1)上水道

- 水道事業の経営の効率化に向けて、水道ビジョン及び水道事業経営戦略に基づき、水道施設の統廃合に取り組むとともに、水道業務の民間委託などを実施します。
- 基幹管路の耐震化と、老朽管の更新にあわせた耐震化を推進します。

(2)下水道

①公共下水道

- 公共用水域の水質保全に向けて、引き続き、施設の適正な維持管理、長寿命化及び必要に応じた施設改修・更新に取り組むとともに、管渠（かんきょ）への浸入水（不明水）対策を推進します。
- 近年増加する局地的な集中豪雨などのリスクに備えるため、市街化区域等で浸水の危険性が高い箇所について、既設水路などのストックを利用しながら、雨水排水路の整備を推進します。

②集落地などにおける下水道施設

- ・下水道ビジョン及び下水道事業経営戦略に基づき、農業集落排水事業及びコミュニティ・プラント事業などを公共下水道に編入し、下水道事業の経営の効率化を推進します。
- ・個別処理区域（浄化槽区域）においても、住環境の改善と公共用水域の保全を図るため、補助金制度の活用により小型合併処理浄化槽の設置を促進します。

2) - 4 その他の都市施設

(1)河川

- ・加古川流域における治水安全性の向上を図るため、国・県と連携し、加古川の河川改修事業を推進します。
- ・支川対策としては、関係機関と連携しながら、加古川築堤と一体的な整備を進めます。
- ・千鳥川、東条川などの河川改修を促進するとともに、人と自然が共存する整備手法について協議していきます。

(2)ごみ、し尿処理施設

- ・ごみ処理については、小野加東加西環境施設事務組合による広域処理を基本に、構成市と連携して、広域処理体制の構築に取り組みます。
- ・ごみ処理基本計画などに基づき、リサイクルの推進及びこれに伴う分別収集体制の構築、資源ごみ積替・保管施設（リサイクルヤード）の活用など、ごみ処理施設の総合的・一体的な整備に取り組みます。
- ・し尿処理については、関係機関との連携を強化し、適正かつ効率的に処理するための施設整備に取り組みます。

(3)教育・文化施設

- ・2019（平成 31）年開園の新設こども園に、段階的に公立認定こども園及び保育所を集めします。
- ・既存の小・中学校施設の適切な維持管理を図りながら、計画に沿って、各地域において小中一貫校の整備に取り組みます。また、閉校となる施設については、地域関係者などと協議し、活用方針を決定します。
- ・市民が集い、学べる場として、文化施設や公民館、コミュニティ施設などにおける活動を促進するとともに、施設の予防保全による長寿命化も含めた適切な維持管理と効率的な管理運営を行います。

3) 景観形成と環境保全の方針

- ・市街地においては、住環境の維持・向上とあわせて、水や緑などの地域の資源を活かした潤いのある都市景観の形成を図ります。
- ・本市が誇る豊かな自然を適切に保全・活用します。また、農地の適切な利用を推進することで、農村環境と農村景観の保全につなげます。

(1) 市街地環境及び都市景観の形成

- ・地域の個性を活かした景観形成に向けて、地区計画や建築協定、県の景観条例などを活用するとともに、街並み整備のルールづくりに関する情報提供などの各種支援に努めます。
- ・緑に囲まれた潤いのある都市景観の形成に向けて、県民まちなみ緑化制度などを活用し、地域住民による緑化活動を支援します。
- ・市街地内の植栽帯や緑地を適正に管理するとともに、地域住民と連携し、アドプトプログラムを活用しながら景観に配慮した道路環境づくりに取り組みます。
- ・工業団地では、施設の整備・更新時において、周辺の住環境に配慮した緑化の推進や緑地の配置を促進します。

(2) 自然環境及び自然景観の保全

① 山林・丘陵地の環境及び景観の保全

- ・清水東条湖立杭県立自然公園をはじめとする、都市計画区域外・非線引き都市計画区域内の山林や丘陵地は、レクリエーションの場としても本市の重要な資源であることから、関係法令に基づき、豊かな自然環境を保全します。
- ・市街地近郊に位置する森林は、市民が身近に触れることができる自然として、関係法令に基づき、適切な保全・活用を図ります。
- ・一定規模以上の太陽光発電事業について、自然環境や生活環境との調和に配慮した適切な導入が図られるよう指導することで、良好な自然環境や生活環境、景観の保全を図ります。

② 農村環境及び景観の保全

- ・農業の担い手による営農や地域活動を支援することにより、農地がもつ環境保全機能、生態系保全機能を維持します。
- ・耕作放棄地対策や農地の利用権設定の拡大、農地の集約化を進め、営農活動の継続と農業施設の適正な維持管理のための支援体制を整備することで、田園環境や景観の保全を図ります。
- ・都市計画区域外及び東条都市計画区域においては、緑豊かな地域環境の形成に関する条例に基づき、身近な里山風景の保全と活力ある田園居住空間の形成に努めます。

③水辺環境の保全

- ・加古川とその支川を水と緑の軸として、良好な水辺空間の保全を図ります。
- ・東条川、千鳥川における桜回廊の適正な維持管理に努めます。

4) 市街地整備の方針

- ・国や県などの関係機関や民間事業者と連携しながら、補助制度を積極的に活用し、都市基盤や都市機能の充実、低・未利用地の有効な土地利用転換を図り、持続可能で活力のある市街地の形成を図ります。

(1)都市機能の増進

- ・民間事業者との積極的な連携のもと、高度で多機能な都市機能の集積を図るとともに、交流人口の拡大に向けて、宿泊施設の誘致について検討を進めます。
- ・交流人口の拡大に向けてバスターミナルを整備するとともに、やしろショッピングパーク Bio の駐車場を活かしたパーク&ライドの実現に向けた環境整備を行い、「まちの拠点」の活性化を図ります。
- ・既存ストックを活かした宅地供給や、都市的低・未利用地の有効利用を推進することにより、利便性の高い市街地形成を図ります。
- ・公共施設の整備や道路の整備にあたっては、バリアフリー化やユニバーサルデザインの導入に努めます。

(2)住環境の整備

- ・加古川河川改修事業により減少する市街地に代わる新たな市街地の確保について検討を進めます。
- ・老朽化した市営住宅については、公営住宅等長寿命化計画に基づき、施設の維持管理や長寿命化、改修を進めます。
- ・現地の交通事情を把握しながら、子どもや高齢者などが安全に歩行できる空間の確保を図ります。
- ・都市的低・未利用地の有効活用を図るため、民間による適切な宅地開発を誘導します。

5) 安全・安心なまちづくりの方針

- ・加古川河川改修事業の促進、避難場所の確保、構造物や建築物の計画的な耐震化などのハード対策に取り組むとともに、地域の避難体制の充実や自主防災組織の活性化などのソフト対策を充実させ、災害に強いまちづくりを推進します。
- ・地域と連携し、犯罪や交通事故などがない安全・安心なまちづくりを推進します。

(1)防災対策の充実

①防災拠点の整備

- ・防災拠点における施設・設備を充実させるとともに、災害時に物資の集積地や避難場所として活用できる公共広場の整備を進めます。

②水害及び土砂災害の防止対策

- ・加古川流域における治水安全性の向上を図るため、国・県と連携し、加古川河川改修事業を促進します。
- ・土砂災害のおそれのある区域では、県と連携し、砂防関係事業を実施します。

③住宅地における災害の防止対策

- ・住宅更新時の狭隘（きょうあい）道路の改善などによる避難路の確保や、オープンスペースとなる緑地帯の確保に努めます。
- ・老朽化した木造建築物に対しては、住生活基本計画及び耐震改修促進計画に基づき、不燃化や耐震化を促進します。
- ・管理不全の空家は、老朽化や自然災害による倒壊などのおそれがあることから、所有者や管理者に対して、適切な管理や利活用について助言・指導を行います。また、地域との連携強化や相談窓口の充実などにより、管理不全の空家の増加抑制に取り組みます。

④地域防災体制の充実

- ・Jアラートなどの緊急情報提供システムや防災行政無線の適切な管理により、災害情報を迅速に伝達する体制を維持します。
- ・市民一人ひとりが、平時から地域、家庭、職場などで防災への積極的な取組を行うように促すとともに、ハザードマップや広報誌を活用した自主防災意識の普及・徹底、自主防災組織の育成・強化に努めます。
- ・自主防災組織や関係機関と連携した総合防災訓練や、学校・自主防災組織合同防災訓練、地域の自主的な取組の促進などにより、地域防災力の向上を図ります。

(2)交通安全対策の充実

- ・子どもが安全に通学できる道路環境を整備するため、通学路交通安全プログラムに基づき、通学路における交通安全施設の整備を順次進めます。
- ・道路管理者や警察署などと連携しながら、歩道の設置による歩車分離や歩行者通行帯の表示、街灯・防犯灯の設置、駐停車禁止区域の指定などに取り組み、歩行者の安全性の確保に努めます。

(3)防犯対策の充実

- ・防災行政無線などを活用し、身近な防犯情報を提供することにより、防犯知識の普及啓発と市民の防犯意識の高揚に努めます。
- ・地域ぐるみの防犯活動の支援や防犯カメラの計画的な設置に取り組みます。